

株式等の決済期間短縮化（T+2化）ダブル決済日（7月18日）の対応について

2019年5月14日
株式等の決済期間の
短縮化に関する検討WG

本WGでは、株式等の決済期間短縮化（T+2化）の円滑な制度移行を確保する観点から、T+2化実施日周辺における望ましい対応について取りまとめを行い、昨年5月に公表した¹。

今般、株式会社証券保管振替機構及び株式会社ほふりクリアリングから、ダブル決済日（T+2での初日約定日（2019年7月16日（火））とT+3での最終約定日（2019年7月12日（金））の2日分の取引の決済日）である7月18日（木）の決済における望ましい対応について、別添のとおり、改めて通知が行われたところである。

その趣旨に鑑み、市場参加者においては、各社の実情を踏まえ、可能な限り、別添の内容に沿った対応をとることが望まれる。

以 上

¹ T+2化実施日周辺における望ましい対応として、「株主確定事務の回避（T+2化実施日周辺におけるコーポレートアクションの回避）」、「決済量の抑制（大規模なポートフォリオの入替え等の回避）」、「決済の迅速化等」を取りまとめ、公表した。
詳細は公表文（<http://www.jsda.or.jp/shijyo/minasama/20150313173226.html>）参照。